

令和4年度 第1回さいたま市特別職報酬等審議会議事録

- 1 日 時 令和4年10月6日(木) 午前10時～午前11時30分
- 2 場 所 さいたま市役所本庁舎 2階 特別会議室
- 3 出席者
  - (1) 委員 江口 幸治 会長 重川 純子 委員  
新井 通巧 委員 廣澤 健一 委員(職務代理)  
池田 一義 委員 松本 敏雄 委員  
小風 明 委員  
佐藤 理恵 委員
  - (2) 事務局 総務局長、人事部長、職員課長 外6名
  - (3) 議会局 議会局長、総務部長、秘書総務課長 外1名
- 4 欠席者 清水 節男 委員、野中 三恵子 委員
- 5 傍聴者 なし
- 6 審議項目 議題1 審議会資料説明について  
議題2 市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等について
- 7 議事の経過
  - (1) 事務局等職員の紹介
  - (2) 総務局長挨拶
  - (3) 会長挨拶
  - (4) 審議
    - 議題1 審議会資料説明について
    - 議題2 市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等について
  - (5) 事務連絡
  - (6) 閉会
- 8 審議内容
  - (1) 審議事項
    - 議題1 審議会資料説明について

① 【事務局から配布資料について説明】

- ・ 配布資料「さいたま市特別職報酬等審議会<第1回資料>」

② 【委員の意見・質問及び事務局の説明・回答】

- ・ さいたま市議会議員定数見直しについて、有識者調査会で検討されたとのことだが、その概要について説明いただきたい。

⇒ 議員定数の総数を調査審議事項とする調査会は、大学教授、弁護士、自治会連合会副会長の4名で構成され、令和4年7月から9月にかけて3回の会議を経て、『現行の60人を維持することを妥当とする』との内容となった報告書を議長に提出した。定数の維持が妥当とした理由としては、人口増により定数削減は導きがたく、一方、コロナ禍や物価上昇の中、定数増が許容される状況にないといった点が挙げられている。

- ・ 議員の長期欠席時の議員報酬減額・不支給について。全国の都道府県・政令指定都市67議会中、減額・不支給の条例を定めているものは、16議会とのこと。さいたま市の対応状況について説明いただきたい。

⇒ 本市では、平成20年に制定された「さいたま市議会の議員の議員報酬等の支給の一時差止め等に関する条例」において、議員が逮捕、勾留された場合に報酬及び期末手当を一時差止め又は不支給とする取り扱いを定めているが、その他の長期欠席の取り扱いについては定めがない状況である。

議題2 市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等について

配布資料及びこれまでの事務局の説明を踏まえ、現行の市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額（月例給）及び期末手当（特別給）の改定の必要性について、委員の意見を聴取。

【各委員の意見】（欠席委員から事前にいただいた意見を含む）

《月例給・特別給について》

- ・ 月例給については、議員及び市長等のご尽力を踏まえて一般職の勧告にならい引上げも考えられるが、市民生活の状況を考慮し、据置きでやむを得ないと考える。特別給については、ここ数年引下げが続いていたが、コロナ禍で普段の公務以上の負担がある中で、モチベーション維持向上も考慮し引上げが適当と考える。

- ・ 今の消費者物価等の経済情勢をみると、引上げが通常判断だろうと思われるが、一方で、民間給与との比較に基づく一般職の給与改定を参考に行っていることから、月例給は据置きでやむを得ないと考える。特別給については、月例給を据置きとすることとのバランスを取るという点から、引上げが適当と考える。
- ・ 月例給、特別給ともに引上げが適当と考える。市人事委員会勧告による一般職の給与改定率や人事院勧告による国の指定職の改定状況を参考とする今の改定の仕組みを変更する理由はなく、勧告の結果を尊重すべきと考える。また、市の歳出に占める人件費の割合や市の財政状況等をみると、他政令指定都市との比較において、引上げることで突出した負担にはならないと考える。
- ・ 民間給与が回復傾向にあり、一般職の月例給引上げの勧告が出たことには安堵しているが、全国的な物価上昇により、依然として市民の家計はかなり厳しい状況にある。その中で、他の政令指定都市の状況や一般職の給与改定率の累計値の状況を勘案すると、月例給については、据置きが妥当と考える。特別給については、一般職の特別給の引上げ勧告、民間での支給割合、国の指定職の改定状況を考慮し、改定の必要があると考えます。
- ・ 月例給については、前回月例給を改定した時以降の一般職の給与改定率の累計値を参考に、累計値がそれほど大きくないときには改定を見送ってきたという過去の経緯を踏まえ、据置きが妥当と考える。国の指定職について人事院勧告の中で引上げの方向が示されていることや昨今の物価上昇を考慮し、特別給については、引上げが適当と考える。
- ・ 世界的な社会情勢の変化による全国的な物価高が市民へ多大な影響を及ぼしていることや、本市の経済状況を鑑みると、月例給については、据置きが妥当である。本市を市民が誇れるまちにしたことや全国的に注目されるようにした功績、新型コロナウイルス感染症に関する対応を考えると、特別給については、引上げとするのが妥当である。
- ・ 市長等の給料及び市議会議員の議員報酬は、他政令指定都市と比較して平均的であり、議会の活動状況は他政令指定都市と比較すると平均以上と見受けられる。また、新型コロナウイルス感染症による感染者数は、市長をはじめ市職員並びに議員の皆様のご尽力により減少してきており、各種イベント等も開催されるなど感染拡大前の生活に戻りつつある。しかしながら、依然として、新型コロナウイルス感染症により影響

を受けている市民感情を推察すると月例給については、据置き、特別給については、引上げの改定を行うのが妥当である。

- ・ 月例給の市人事委員会勧告の仕組みでは、市職員と民間の当年4月分給与を比較しているが、昨今の物価上昇は今年4月ベースでは民間給与の引上げにはまだ反映されていないと思われ、今の一般職の給与改定率の累計値では据置きが妥当と考える。来年度以降、民間給与が高騰するような事態になれば、特別職の月例給に反映していく仕組みが必要になるのではないかと。特別給については、従来どおり国の指定職の改定状況を参考に、引上げが妥当と考える。
- ・ 3年間にも及ぶコロナ禍で、市長をはじめ、関係職員は多大な苦勞をしている。新型コロナウイルス感染症への対応も含めて、市の取組は、『住みたい街ランキング』で上位になるなどの評価に繋がっている。市長や市職員の地道な努力や、議員による市民に寄り添った議会活動を考慮し、月例給・特別給ともに引上げが必要と考える。

#### (5) 意見集約

##### ①【会長による各委員の意見集約】

各委員の意見を集約すると、月例給については「据え置くことが適当」との意見が過半数を占めており、特別給（期末手当）については「引上げの改定を行うべき」という全員一致の意見である。したがって、委員全ての意見を付したうえで、市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等のうち、月例給については「据え置くことが適当」、特別給については「引上げの改定を行うべき」とし、報告書を作成することとしたい。

##### ②【委員の意見】

異議なし。